

令和 8 年度高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務への参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和 8 年 2 月 24 日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

本業務について、人形峠周辺の放射線等観測局に設置している高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置の正常稼働を維持するためには、専門的な知識等を有する者による定期的な点検等が必要であることから、当該装置の製造メーカーの岡山県内唯一の代理店である木原興業株式会社に業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4 の要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、木原興業株式会社との契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、木原興業株式会社と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 令和 8 年度高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和 8 年度高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務」
のとおり |
| (3) 実施期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 契約締結日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |

3 業務目的

放射線等の常時監視測定において使用する放射線測定装置（富士電機株式会社製 NSD43002-0EYYY-S 等）の確実な保守点検及び補修を行うことにより、性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であつて、当該名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (2) 岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けているものでないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 放射線測定装置に係る保守点検業務について過去 5 年以内に受託した実績を有すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088

(2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布期間及び場所

ア 配布期間：令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日は除く。）

イ 配布場所：(1) に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
午前 9 時～午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所：(1) に同じ。

ウ 提出方法：持参または郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）

エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

（参加資格要件の不適合通知期限 令和 8 年 3 月 16 日（月））

6 審査方法等

(1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。

(2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。

(9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は

- 令和8年3月18日(水)午後5時までとする。(提出場所及び提出方法は5(3)に同じ。)
- (10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
 - (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
 - (12) 詳細は公募説明書による。

公募説明書

令和8年2月24日に公告した令和8年度高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務への参加者の有無を確認する公募については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務」のとおり
- (3) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約締結日 令和8年4月1日

2 当該招請の趣旨

本業務について、人形峠周辺の放射線等観測局に設置している高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置の正常稼働を維持するためには、専門的な知識等を有する者による定期的な点検等が必要であることから、当該装置の製造メーカーの岡山県内唯一の代理店である木原興業株式会社に業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、木原興業株式会社との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、木原興業株式会社と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

3 業務目的

放射線等の常時監視測定において使用する放射線測定装置（富士電機株式会社製NSD43002-0EYYY-S等）の確実な保守点検及び補修を行うことにより、性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であって、当該名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (2) 岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けているものでないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 放射線測定装置に係る保守点検業務について過去5年以内に受託した実績を有すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088

(2) 参加意思確認書の配布期間及び場所

ア 配布期間：令和8年2月24日(火)～令和8年3月10日(火)
午前9時から午後5時まで（閉庁日は除く。）

イ 配布場所：(1)に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和8年2月24日(火)～令和8年3月10日(火)
午前9時～午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参または郵送(書留郵便に限る。)(提出期間内に必着のこと。)

エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書(別紙)を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

(参加資格要件の不適合通知期限 令和8年3月16日(月))

6 審査方法

(1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。

(2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。

(9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和8年3月18日(水)午後5時までとする。(提出場所及び提出方法は5(3)に同じ。)

(10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。

(11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

別紙

参加意思確認書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

住 所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(発行責任者職氏名)

(// 連絡先)

(担 当 者職氏名)

(// 連絡先)

令和8年度高線量γ線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務に参加したいので、関係書類を添えて応募します。

記

- 1 法人の定款又は寄付行為、パンフレット等
- 2 県内の事務所等の所在地、名称等を示す書類
- 3 委託業務に係る従事者及び設備等を示す書類
- 4 放射線測定装置に係る保守点検について過去5年間の実績を示す書類
- 5 委託業務に係る見積書（積算内訳を記載したもの）
- 6 その他事業説明資料

※発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先を記入した場合は、
押印の必要はありません

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和8年4月1日

岡山県環境保健センター 所長 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

- ・裏面もご確認ください。
- ・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

令和 8 年度高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務仕様書

(目的)

第 1 条 岡山県(以下「県」という。)が人形峠周辺の放射線等観測局に設置している高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置(以下「測定装置」という。)を保守点検するために必要な専門的知識及び技能を有する技術者の確保が可能な者に委託し、定期的な保守点検を実施することにより、測定装置の性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

(測定装置の設置場所、種類及び台数)

第 2 条 保守点検の対象とする測定装置の設置場所、種類及び台数は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所： 人形峠放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1537-8)
赤和瀬放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1676-2)
天王放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1522-1)

(2) 種類及び台数：

富士電機(株)製 高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置	3 式
(各検出部及び監視盤)	
ア 高線量 γ 線測定装置 (NSD43002-0EYYYY-S)	3 式
イ 中性子線測定装置 (NDN3NA23-0YYYYY-S)	3 式

(保守点検)

第 3 条 受託者は、年 1 回、保守点検項目一覧(別紙 1)に記載の保守点検を実施する。

2 受託者は、交換部品一覧(別紙 2)に記載する部品を交換する。なお、前項の点検実施中に測定装置の故障等を発見したとき、又は劣化等による部品の交換の必要を認めるときは、直ちに県に報告し、その指示を受けて修理及び部品交換をしなければならない。

(緊急保守)

第 4 条 県は、測定装置が正常に稼働しなくなったと判断したとき、受託者に対して緊急保守を指示するものとする。

2 受託者は、前項の指示を受けたときは、原則として次の各号に挙げる時間内に測定装置が正常に稼働するよう必要な修理等に着手し、3 日以内に修理等を完了しなければならない。ただし、部品の取り寄せ等に時間を要するときは、修理完了予定日を県に報告し、予定日までに修理を完了しなければならない。

(1) 観測局から 200 キロメートル以内から、作業者を派遣するときは 24 時間

(2) 前号より遠隔地から、作業者を派遣するときは 48 時間

(夜間・休日窓口の設置)

第 5 条 受託者は、夜間(17:15~8:30)・休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第 2 号)第 1 条に定める県の休日をいう。)に窓口を設置し、県の問い合わせに対応する体制を確保しなければならない。

(県の負担)

第 6 条 第 3 条第 2 項及び第 4 条に係る交換部品の代金及び点検修理に要する費用は、県が別途負担する。

(報告書)

第7条 受託者は、保守点検を完了したときは、その都度3週間以内に点検内容を示した報告書(2部)を県に提出しなければならない。

2 受託者は、緊急保守を完了した時は、速やかに書面により県へ報告しなければならない。

3 受託者は、委託業務完了後は業務完了届(別記様式)を県へ提出しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受託者は保守管理の履行に関して、知り得た内容を第三者にもらしてはならない。

(その他)

第9条 保守点検業務は原則として、平日の8時30分から17時15分の時間帯に実施し、作業前に県へ連絡すること。ただし、事前の協議により双方が必要と認めたときは、この限りではない。

2 本仕様書に定めのない事項については、県と双方協議の上、決定するものとする。

点検項目一覧

1 高線量 γ 線測定装置(1) 監視盤（高線量 γ 線測定部）

番号	点検項目	点検内容
1	外観目視検査	装置本体及び構成機器の目視による点検、清掃、ネジの増し締めを行う。
2	点検前設定値確認	各設定値を確認する。
3	テレメータ出力の点検	操作及び動作を確認する。端子台において信号が正常に出力されることを確認する。
4	記録計出力の点検	記録計に信号、数値が正常に出力されることを確認する。
5	温度制御機器の動作点検	温度設定を変化させ、正常にヒーター、排気ファンのコントロールがされることを確認する。（出力 ON/OFF の確認）
6	供給電源電圧測定検査	各電源の電圧をデジタルマルチメータにて測定する。
7	時刻調整	時刻調整を実施すること
8	点検後設定値確認	各設定値を確認する。
9	無停電電源装置バッテリー使用期限の点検	バッテリー使用期限を確認する。また、交換時期に達していた場合は交換する。

(2) 高線量 γ 線測定部

番号	点検項目	点検内容
1	安定度確認検査	連続運転を 30 分以上行い、検出部の温度、電圧値の状態値を監視盤で確認し、記録する。
2	自然計数測定検査 (BG)	自然計数 (BG) を測定する。
3	線源照射確認検査	検出器に Cs-137 を軸方向から校正治具を用いて、100cm の距離より照射して、基準線量率に対する装置の線量率指示値を測定し、BG を差し引いた正味の指示値を求める。

2 中性子線測定装置

(1) 監視盤（中性子線測定部）

番号	点検項目	点検内容
1	外観目視検査	装置本体及び構成機器の目視による点検、清掃、ネジの増し締めを行う。
2	点検前設定値確認	各設定値を確認する。
3	テレメータ出力の点検	操作及び動作を確認する。端子台において信号が正常に出力されることを確認する。
4	記録計出力の点検	記録計に信号、数値が正常に出力されることを確認する。
5	温度制御機器の動作点検	温度設定を変化させ、正常にヒーター、排気ファンのコントロールがされることを確認する。（出力 ON/OFF の確認）
6	供給電源電圧測定検査	各電源の電圧をデジタルマルチメータにて測定する。
7	時刻調整	時刻調整を実施すること
8	点検後設定値確認	各設定値を確認する。
9	無停電電源装置バッテリー使用期限の点検	バッテリー使用期限を確認する。また、交換時期に達していた場合は交換する。

(3) 中性子線測定部

番号	点検項目	点検内容
1	安定度確認検査	連続運転を 30 分以上行い、検出部の温度、電圧値の状態値を監視盤で確認し、記録する。
2	自然計数測定検査 (BG)	自然計数 (BG) を測定する。
3	線源照射確認検査	検出器に Cf-252 を軸方向から校正治具を用いて、50cm の距離より照射して、基準線量率に対する装置の線量率指示値を測定し、BG を差し引いた正味の指示値を求める。

交換部品一覧

なし

令和 年 月 日

業務完了届

岡山県環境保健センター所長 殿

受託者 住所(所在地)
商号又は名称 印
代表者職氏名

下記業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、お届けします。

記

1. 業務名
令和8年度高線量 γ 線測定装置及び中性子線測定装置保守点検業務
2. 業務期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 契約締結日
令和8年4月1日
4. 金額